

消 防 災 第 6 7 号
国 水 砂 第 3 6 7 号
令 和 6 年 3 月 2 8 日

都道府県防災主管部（局）長 殿
都道府県砂防主管部（局）長 殿

消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課 長
（ 公 印 省 略 ）
国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 砂 防 計 画 課 長
（ 公 印 省 略 ）

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度においても、台風第13号等で土砂災害が発生するなど、全国各地で土砂災害が発生し、死傷者を伴う被害も発生しました。

一方で、近年土砂災害が発生した地域において、早めの避難により難を逃れた事例や、避難確保計画を策定し早期避難を習慣にしていた要配慮者利用施設において人的被害を免れた事例など、地域のつながりや平時からの訓練が効果的に働いた事例の報告を頂いております。（参考別添）

各地方公共団体においては、令和6年度についても、6月の土砂災害防止月間を中心に、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携し、防災訓練を実施するようお願いいたします。また、この旨、管内市町村に対して周知するとともに、下記について御助言いただくようお願いいたします。

記

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針（令和3年8月31日国土交通省告示第1194号）四1において、市町村は関係行政機関と連携し実践的な避難訓練を実施すること、土砂災害警戒区域の住民等が主体となって実施するように促すとともに支援することなどを求めており、令和6年度の避難訓練は、土砂災害警戒区域が存する市町村において、土砂災害警戒区域内の住民等を対象に少なくとも年1回確実に実施すること。
2. 令和3年5月の土砂災害防止法改正により、土砂災害防止法第8条の2第5項において要配慮者利用施設管理者等は防災訓練を行い、その結果を市町村長に報告することが義務づけられたことを踏まえ、要配慮者利用施設の避難確保のため、同管理者等に対して、市町村とも積極的に連携を図って訓練を実施するよう働きかけること。

3. 市町村の防災訓練の実施に要する経費について、普通交付税措置が講じられていること。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課
課長補佐 福原、防災調整係長 遠矢
電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室
企画専門官 竹島、地震対策係長 鈴木
電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610